

福岡県公報

平成19年 3 月 5 日
第 2 6 4 9 号

目 次

告 示 (第462号—第468号)

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) ……………	1
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) ……………	1
○都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) ……………	2
○都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) ……………	2
○土地改良事業の協議の適否決定 (農地計画課) ……………	2
○土地改良区の役員の就任及び退任 (農地計画課) ……………	3
○土地改良区の清算人の就任及び退任 (農地計画課) ……………	3
公 告	
○漁港漁場整備法に基づく特定漁港漁場整備事業計画の縦覧 (水産振興課) ……………	3
○一般競争入札の実施 (高度情報政策課) ……………	4
雑 報	
○福岡北九州高速道路債券の定時償還に係る抽せんの結果 (高速道路対策室) ……………	5
正 誤	
○開発行為に関する工事の完了 (平成19年 2 月福岡県告示第262号) 中 正誤) ……………	6

告 示

福岡県告示第462号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号。以下「法」という。) 第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例 (平成14年福岡県条例第80号) 第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成19年 3 月 5 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 処分を受けた事業者
 - (1) 名称
中野産業株式会社
 - (2) 所在地
京都郡苅田町大字与原330番地 1
 - (3) 代表者
代表取締役 中野 芳明
- 2 行政処分の内容
産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
- 3 処分の年月日
平成19年 2 月19日
- 4 処分の理由
事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロの規定に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニの規定に該当して法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

福岡県告示第463号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号。以下「法」という。) 第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例 (平成14年福岡県条例第80号) 第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成19年 3 月 5 日

福岡県知事 麻 生 渡

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

有限会社創建工業

(2) 所在地

行橋市大字今井3633番地

(3) 代表者

取締役 則松 博文

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成19年2月19日

4 処分の理由

事業者の役員が、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロ及びハの規定に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニの規定に該当して法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

福岡県告示第464号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成19年3月5日から同月19日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成19年3月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

福岡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

都市計画法第5条第1項の規定により指定した福岡都市計画区域の全部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

福津市都市整備部都市計画課

福岡県告示第465号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成19年3月5日から同月19日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成19年3月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

福岡都市計画区域区分の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

福津市桜川の一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

福津市都市整備部都市計画課

福岡県告示第466号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、市町村から協議のあった土地改良事業を平成19年2月20日付けで適当であると決定したので、同法第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年3月5日

福岡県知事 麻 生 渡

市町村名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
古賀市	農業用ため池整備事業 (糸江地区)	土地改良事業計画書の写し	平成19年3月5日から 平成19年4月3日まで	古賀市役所

福岡県告示第467号

福岡市金武吉武土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年3月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
因 嘉 市	福岡市早良区原六丁目29番19-104号
牛 尾 智	〃 西区大字金武220番地

2 退任監事

氏名	住所
富 永 吉 久	福岡市西区大字金武542番地

3 就任理事

氏名	住所
松 村 角之助	福岡市西区大字飯盛599番地
牛 尾 信之助	〃 大字金武642番地3

4 就任監事

氏名	住所
中牟田 善 幸	福岡市西区大字吉武270番地

福岡県告示第468号

解散した清算法人勝浦土地改良区から清算人の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年3月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任清算人

氏名	住所
花 田 正 人	福津市勝浦2274番地2
島 田 安三郎	〃 3273番地
高 山 進	〃 3544番地
花 田 茂	〃 3242番地
小 島 文 吾	〃 2002番地1

2 就任清算人

氏名	住所
嶋 田 衛	福津市勝浦3269番地
花 田 竹 一	〃 4086番地
島 田 安 弘	〃 3283番地
中 野 勝之助	〃 1055番地
安 部 武 之	〃 2400番地1

公 告**公告**

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）。第17条第1項の規定に基づき、福岡北地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第4項の規定により公告する。

その事業計画の案は、平成19年3月6日から同年3月26日までの間、福岡県水産林務

部水産振興課において公衆の縦覧に供する。

平成19年3月5日

福岡県知事 麻 生 渡

公告

パソコン設定変更業務について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

(1) 調達役務の名称

パソコン設定変更業務

(2) 調達役務の特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成19年3月16日から平成19年3月30日まで

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年3月15日（木）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
05	01	電気器具	AA又はA
05	02	電気通信機器	AA又はA
13	04	調査統計	AA又はA

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者

(3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県企画振興部高度情報政策課ネットワーク管理班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3194

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 期間

この公告の日から平成19年3月14日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成19年3月14日（水）午後5時00分

(3) 提出方法

直接

8 開札の場所及び日時

(1) 場所

4の部局とする。

(2) 日時

平成19年3月15日（木）午前10時30分

9 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合であってそのすべての同意が得られれば直ちにその場で、それ以外の場合にあつては別に定める日時、場所において行う。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

11 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、9により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が10の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

12 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

13 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

雑 報

福岡北九州高速道路公社公告第12号

福岡北九州高速道路債券の定時償還のための抽せんを行った結果、償還する債券の証券番号が決定しましたので福岡北九州高速道路債券規程第15条第1項の規定により公告します。

平成19年3月5日

福岡北九州高速道路公社

理事長 田中康順

銘柄	券面金額	証券番号	償還期日	償還額(千円)
第98回福岡北九州 高速道路債券	100万円	18,801 ~ 19,367 20,238 ~ 20,436 21,307 ~ 21,410	平成19年3月24日	870,000
第100回福岡北九州 高速道路債券	100万円	18,558 ~ 19,307	平成19年3月23日	750,000

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
19・2・7	2639	告示	262	2	○		8		大字仲原字花ヶ浦	花ヶ浦